

秀慈会ケアプランセンター日新 運営規程

医療法人社団 秀 慈 会

改訂令和6年8月1日

(事業の目的)

第1条

医療法人社団秀慈会が開設する指定居宅介護支援事業所「秀慈会ケアプランセンター日新」(以下「事業所」という。) が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。) の適正な運営を確保するため に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の職員(以下「介護支援専門員等」という。) が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。) に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 事業所は、要介護者等が保健・医療・福祉サービスを自らの選択に基づき適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 事業所は、市町村からの委託を受けて、要介護認定に係る訪問調査を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 秀慈会ケアプランセンター日新
- 所在地 静岡市駿河区西大谷 13-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 管理者 1人(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 管理者は、主任介護支援専門員であること。
- 介護支援専門員 1人(常勤)ただし、この数は、利用者の数が概ね44又はその端数を増すごとに1人(常勤又は非常勤)を増加することとする。
介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。
- 上記従業者については、静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)に規定する、暴力団員及び暴力団密接関係者ではないこととする。また、事業所は、その運営について、暴力団員の支配をうけてはならない。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日（年末年始を除く）までとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

*但し、24時間対応の為、連絡は可能です。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料、その他の費用の額)

第6条

1 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、身分を証する書類を携帯し、これを提示する。

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 市町村からの委託を受けて行う訪問

(2) 居宅サービス計画の作成

(3) サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から片道概ね10キロメートル未満 1,000円

(2) 事業所から片道概ね10キロメートル以上30キロメートル未満 1,500円

(3) 有料道路を使用した場合は、その実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の事業の実施地域は、静岡市（清沢地区、大川地区、玉川地区、井川地区、大河内地区、梅ヶ島地区及び旧清水市を除く。）の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条

1 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 繼続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団秀慈会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待の防止に関する責任者の選任
 - (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、居宅介護支援事業の提供にあたり、当該事業所従業者または、擁護者（利用者の家族等、現に利用者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合はすみやかに、これを保険者に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第10条

- 1 事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととする。
- 2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和1年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。